

受信契約制度の部分的見直しについて

1 NHKの衛星放送のスクランブル化について

(1) スクランブル化した場合、衛星放送は、受信を希望する者がNHKと契約するものとなるから、対価としての料金を支払う「有料放送」となり、放送法第64条の受信契約・受信料制度の外に位置付けられることとなる。その結果、NHKの放送が「公共放送」であることを前提とした放送法の各種の規定の見直しが必要となる。

すなわち、NHKの目的（放送法第15条）、業務区分（同法第20条）、予算の国会承認（同法第70条）、区分経理（同法第73条）、番組編集（同法第81条）等について、NHKが「公共放送」と「有料放送」の両方を行う事業体となることを踏まえた見直しが必要と考えられる。

(2) 地上波を受信できない難視聴地域では、衛星放送のみの特別契約が締結されている。NHKの衛星放送を全てスクランブル化した場合、当該地域でNHKと契約しない者は、NHKの災害報道も視聴できなくなるが、それでよいか。

※NHKは、災害対策基本法において指定公共機関とされている（同法第2条第5号）ほか、例えば、気象業務法において警報の放送を義務付けられている唯一の報道機関である（同法第15条第6項及び第15条の2第5項）。

※立花党首は、緊急の報道時にはスクランブル化を直ちに解除し、教育番組や福祉番組についてまでスクランブル化は不要である旨発言している。

(3) 仮に、部分的にスクランブル化を行わないこととする場合には、①その放送等の財源の負担をどこに求めるか、②料金を支払っているのに望まぬ災害報道等を放送されることについて契約者の理解が得られるか、等の問題がある。

なお、NHKの衛星放送のスクランブル化に当たっては、その前提として、次の点について説明できるようにしておく必要があるのではないか。

- ・どのような手法・技術を用いるか。
- ・必要な費用や作業量はどの程度か。
- ・費用をどのように捻出するか、その捻出方法は合理的か。

2 ワンセグ放送のみの受信者の負担軽減（受信料減額）について

(1) 現在、受信契約の種類と受信料額については総務大臣の認可（放送法第64条第3項）を受けたNHKの放送受信規約において定められている。このため、ワンセグ放送のみの受信者の負担軽減については、法改正ではなく、受信規約の改正を総務省及びNHKに促すという方策も考えられる。

※受信料の月額については、最終的には国会によるNHKの予算承認によって定めることとされている（放送法第70条第4項）ため、法改正によらない場合でも国会の承認は必要となる。

※法改正によって、放送法に受信契約の種類と受信料額について定める場合、どの程度詳しく定めるかにもよるが、放送技術の進展等に応じた柔軟な対応が難しくなることが考えられる。

(2) 負担軽減の理由としては、画質等が劣ることを挙げることでよいか。また、どの程度の負担軽減を想定するか。

※画質等が劣ることを理由とする場合、画質が優れている4K・8K放送について受信者の負担増が議論となる可能性がある。

※フルセグを受信できるスマートフォンやカーナビを所持している者は、負担軽減の対象とならないという整理でよいか。

なお、NHKは、地上契約を結んでいる者のうち、誰がワンセグ受信機のみを所持しているかは承知していないと考えられるが、負担軽減に当たっての判断をどのように行うか、といった点も検討しておく必要があるのではないかと考えられる。

参考条文等

○放送法（昭和25年法律第132号）〔抄〕

（目的）

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

（業務）

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。

三～五 〔略〕

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 〔略〕

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するもの及び協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。）。

三～九 〔略〕

3 協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一・二 〔略〕

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5 協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。

6～15 〔略〕

(受信契約及び受信料)

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

- 2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。
- 3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前三項の規定を適用する。

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第七十条 [略]

2・3 [略]

- 4 第六十四条第一項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第一項の収支予算を承認することによつて、定める。

(支出の制限等)

第七十三条 協会の収入は、第二十条第一項から第三項までの業務の遂行以外の目的に支出してはならない。

- 2 協会は、次に掲げる業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。
 - 一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務
 - 二 第二十条第三項の業務

○災害対策基本法（昭和36年法律第223号）〔抄〕

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 [略]

五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

六～十 [略]

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(情報の収集及び伝達等)

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

2・3 [略]

○気象業務法（昭和27年法律第165号）〔抄〕

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

2～5 [略]

6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

2～4 [略]

5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

○日本放送協会放送受信規約〔抄〕

(放送受信契約の種別)

第1条 日本放送協会(以下「NHK」という。)の行なう放送の受信についての契約(以下「放送受信契約」という。)を分けて、次のとおりとする。

・地上契約

地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

・衛星契約

衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約

・特別契約

地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域(以下「難視聴地域」という。)または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

- 2 受信機(家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。)のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置(使用できる状態におくことをいう。以下同じ。)した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。

(放送受信料支払いの義務)

第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。

種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,260円	7,190円	13,990円
	継続振込等	1,310円	7,475円	14,545円
衛星契約	口座・クレジット	2,230円	12,730円	24,770円
	継続振込等	2,280円	13,015円	25,320円
特別契約	口座・クレジット	985円	5,620円	10,940円
	継続振込等	1,035円	5,905円	11,490円

この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。

2～4 〔略〕